

（令和３年度派遣向け）

栃木県キャリア形成プログラム（暫定版）

（令和２年３月 とちぎ地域医療支援センター）

県養成医師（自治医科大学卒業医師、獨協医科大学栃木県地域枠卒業医師、栃木県医師修学資金貸与医師）は、修学資金の貸与年数に応じて一定の期間を県内の公的病院等に従事する義務がある。この間、県養成医師が卒後年数に応じてキャリア形成を図り、義務年限満了後に本県の地域医療を支える担い手として定着し活躍できるよう、「県養成医師の派遣方針とキャリア形成支援について」を基本方針とし、本プログラムのもと、医師派遣大学、臨床研修病院、公的病院等及び医師会と連携しながら、県養成医師の育成を図る。

１ プログラムの対象期間

県養成医師の医師免許取得後から義務年限満了日までの期間とする。

なお、義務年限満了後に、「義務年限終了後県養成医師の派遣に係る取扱方針」（２－（４）参照）の適用を受ける場合は、当該期間も対象とする。

区 分	義務年限の満了日
自治医科大学 卒業医師	自治医科大学が都道府県知事の意見を聴いて指定する公的病院等に勤務した期間（臨床研修期間及び１年以内の大学での研修期間を含む）が自治医科大学医学部修学資金の貸与を受けた期間の２分の３に相当する期間に達したとき。（勤務期間の２分の１の期間は、知事が指定するべき地等の指定公的病院等に勤務する。）
獨協医科大学 栃木県地域枠 卒業医師	知事が指定する公的病院等に勤務した期間（臨床研修期間及び１年以内の大学での研修期間を含む）が栃木県医師修学資金の貸与期間の２分の３に相当する期間に達したとき。
医師修学資金 貸与医師	○貸与開始が平成２７年度以前の場合 知事が指定する公的病院等に勤務した期間（臨床研修期間を除き、１年以内の大学での研修期間を含む）が栃木県医師修学資金の貸与期間の２分の３に相当する期間に達したとき。 ○貸与開始が平成２８年度以後の場合 臨床研修後、栃木県医師修学資金の貸与期間の２倍に相当する期間に２年を加えた期間内に、知事が指定する公的病院等で勤務した期間が修学資金の貸与期間の２分の３に相当する期間に達したとき。

（注）義務の履行期間に算入しない期間

- ・ 育児休業期間、介護休業期間、休職等の期間
- ・ 大学での研修のうち１年を超える期間（２－（２）－②参照）

2 キャリア形成プログラム

(1) 基本的事項

① キャリア形成支援対象診療科

地域医療の確保に資するため、県は、下表の診療科に係る県養成医師のキャリア形成を支援する。

区 分	支援対象診療科
自治医科大学卒業医師 獨協医科大学栃木県地域枠卒業医師	「県養成医師の派遣方針とキャリア形成支援について」における方針を理解のうえ、とちぎ地域医療支援センターと相談して選択した診療科
医師修学資金貸与医師	○貸与開始が平成 20 年度から平成 22 年度まで 産科、小児科 ○貸与開始が平成 23 年度から平成 24 年度まで 産科、整形外科、麻酔科 ○貸与開始が平成 25 年度以後 産科

② キャリア形成プログラム期間中の身分

キャリア形成プログラム期間中の県養成医師の身分は下表のとおりとする。

区 分	身 分
自治医科大学卒業医師 獨協医科大学栃木県地域枠卒業医師	栃木県職員
医師修学資金貸与医師	○貸与開始が平成 27 年度以前の場合 臨床研修中、および臨床研修修了後引き続き大学での研修を行う期間は、就業先の病院職員 臨床研修修了後（引き続き大学での研修を行う場合はその修了後）より栃木県職員 ○貸与開始が平成 28 年度以後の場合 就業先の病院職員

③ キャリア形成に関する方向性の決定

- 県は、県養成医師の希望を聞き、公的病院等への派遣と医師のキャリア形成が両立できるよう、県養成医師ごとに派遣ローテーションなどの個別のプログラムを定める。なお、地域の医療提供体制の安定化・充実のため、個別のプログラムを変更することがあり得ることについて、県養成医師に理解を求める。
- 県は、県養成医師が(一社)日本専門医機構認定専門医の取得を希望する場合は、基本領域の専門研修プログラムが履修できるよう配慮する。ただし、県養成医師が希望できるプログラムは2－(4)－④に掲げる県内の病院を基幹施設とするものに限る。県は、県養成医師が専攻医の期間、専門研修プログラムがプログラム制かカリキュラム制であるかの状況も配慮し、基幹施設等と連携し個別のプログラムを定める。
- 県養成医師が育児、介護、傷病等により配慮を要する状況である場合は、県は、ワーク・ライフ・バランスが両立できるよう派遣先医療機関を選定する。

(2) 自治医科大学卒業医師、獨協医科大学栃木県地域枠卒業医師及び貸与開始が平

成 27 年度以前の医師修学資金貸与医師に係る基本プログラム

以下を基本とし、診療科別にモデルプログラムを定める。

1	2	3	4	5	6	7	8	9
臨床研修		専門研修プログラム履修			公的病院等 へき地診療所を含む		公的病院等	
		基幹病院＋連携病院						
		履修プログラムによっては 履修期間 4 年			原則 2 年でローテーション			

※医師修学資金貸与医師については、貸与期間が個人ごとに異なるため、貸与年数に合わせて定める。

① 臨床研修

臨床研修を実施する病院は下表のとおりとする。

区 分	臨床研修病院
自治医科大学卒業医師	自治医科大学附属病院
獨協医科大学栃木県地域枠卒業医師	獨協医科大学病院
医師修学資金貸与医師	県内の臨床研修病院

② 大学での研修

- 本項で定める研修を、「栃木県医師修学資金貸与条例」第 2 条第 3 号に定める「専門研修」とする。
- 県養成医師は、卒後 3 年目以後、原則 1 年以内の間、下表の大学病院で研修を実施することができる。特に必要がある場合は最長 2 年間まで可能とする。但し、公的病院等への派遣が優先される事情がある場合は、研修の時期や期間が変更されることがある。
- 県養成医師が専門研修プログラム履修のため大学病院で研修する必要がある場合は、本項で定める研修を利用して履修する。
- 大学での研修の期間のうち 1 年間（1 年未満の間の研修はその期間）は、義務年限の履行期間に算入される。

大学病院
自治医科大学附属病院
獨協医科大学病院
国際医療福祉大学病院

※厚生労働省告示「厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院、基礎係数、暫定調整係数、機能評価係数Ⅰ及び機能評価係数Ⅱ」別表第一に掲載される病院（いわゆる DPC 対象病院Ⅰ群）を大学病院とする。

③ 公的病院等への派遣

- 県は、「県養成医師の派遣方針とキャリア形成支援について」に定める公的病院等への派遣を通じて、県養成医師の地域医療への貢献とキャリア形成の両立を図ることとする。
- 派遣期間は原則として1医療機関あたり2年間とする。ただし、専門研修プログラムの履修期間にあっては、その履修状況に応じた派遣期間とする。
- 県は、県養成医師を派遣する地域や期間について、平成31(2019)年度以降「医師確保計画（仮称）」の策定を通じて検討する。また、自治医科大学卒業医師に対しては「自治医科大学医学部修学資金貸与規程」第7条第1項第1号*に配慮した派遣とする。
- *）修学資金の貸与を受けた期間の2分の3に相当する勤務期間のうち2分の1の期間は、知事が指定するへき地等の指定公立病院等に勤務するものとされている。
- 「栃木県医師修学資金貸与条例」第2条第6号、および「栃木県医師修学資金貸与条例施行規則」第2条に定める医療機関は下表の通りである。また同規則第2条の「その他知事が別に定める病院」は、設置主体に関わらず、県養成医師の勤務が必要で、地域で果たす役割や医療機能を考慮した勤務の優先度が高い病院を、県が派遣の都度定めるものとする。

保健医療圏		病 院 名	公的医療機関	災害拠点病院	へき地医療拠点病院
宇都宮	1	済生会宇都宮病院	○	○	
	2	NHO栃木医療センター*		○	
	3	JCHOうつのみや病院*		○	
	4	栃木県立岡本台病院*	○		
	5	栃木県立がんセンター	○		
	6	栃木県立リハビリテーションセンター*	○		
県 西	7	上都賀総合病院	○	○	○
	8	獨協医科大学日光医療センター*		○	○
	9	日光市民病院			○
県 東	10	芳賀赤十字病院	○	○	○
県 南	11	新小山市民病院	○		
	12	自治医科大学附属病院		○	
	13	獨協医科大学病院*		○	
県 北	14	国際医療福祉大学塩谷病院		○	
	15	那須赤十字病院	○	○	○
	16	那須南病院	○		○
両 毛	17	足利赤十字病院*	○	○	
	18	佐野厚生総合病院	○		
	19	佐野市民病院*			○
	20	公立診療所（へき地診療所）	○		

*）自治医科大学卒業医師については、未だ派遣実績がないため、派遣する際に大学の指定を受けることが必要（自治医科大学医学部修学資金貸与規程第7条第1項第1号）。

④ 診療科（（一社）日本専門医機構の専門医制度での基本領域）別モデルプログラム

- 県が県養成医師を派遣する病院は、次の事項を満たす病院とする。
 - ・常勤の指導医がいるなど、指導体制が十分であること。
 - ・勤務環境およびワーク・ライフ・バランスへの配慮がなされていること。
- 県養成医師が専門研修プログラムを履修するにあたり、県とプログラム統括責任者が協議のうえ、県が配置病院及び期間を決定する。
- 大学での研修が２年間必要な場合は、卒後１０年の勤務となる。（２－（２）－②参照）
- 令和３年度開始のプログラムの基幹施設、連携施設は、令和２年度に日本専門医機構が公表するプログラムに記載された医療機関に置き換える。

以下、臨床研修期間の記載は省略し、臨床研修修了後より記載する。

ア 内 科（内科専門研修プログラム）

卒後３年目	４年目	５年目	６年目	７年目	８年目	９年目
専門研修プログラム履修			公的病院等		公的病院等	
			２－（２）－③の病院等			
基幹病院	県内の連携病院					
済生会宇都宮	NH0 栃木、県立がんセンター、上都賀総合、獨協医大、足利赤十字					
NH0 栃木	済生会宇都宮、県立がんセンター、上都賀総合、獨協日光　ほか４医療機関					
上都賀総合	済生会宇都宮、NH0 栃木、県立がんセンター					
獨協日光	NH0 栃木、日光市民、獨協医大　ほか６医療機関					
自治医大	JCHO うつのみや、済生会宇都宮、県立がんセンター、上都賀総合、日光市民、芳賀赤十字、新小山市民、那須赤十字、国福大塩谷、那須南、佐野厚生総合　ほか３医療機関					
獨協医大	済生会宇都宮、NH0 栃木、上都賀総合、獨協日光、那須赤十字、足利赤十字、佐野厚生総合　ほか９医療機関					
国際医療福祉大	国福大塩谷、那須南　ほか３医療機関					
足利赤十字	獨協医大　ほか２医療機関					
佐野厚生総合	新小山市民　ほか１医療機関					

イ 外 科（外科専門研修プログラム）

卒後３年目	４年目	５年目	６年目	７年目	８年目	９年目
専門研修プログラム履修			公的病院等		公的病院等	
			２－（２）－③の病院等			
基幹病院	県内の連携病院					
自治医大	JCHO うつのみや、済生会宇都宮、上都賀総合、芳賀赤十字、新小山市民、那須赤十字、那須南、佐野厚生総合　ほか７医療機関					
獨協医大	済生会宇都宮、上都賀総合、獨協日光、足利赤十字　ほか４医療機関					
国際医療福祉大	国福大塩谷					

ウ 整形外科（整形外科専門研修プログラム）

卒後 3 年目	4 年目	5 年目	6 年目	7 年目	8 年目	9 年目
専門研修プログラム履修				公的病院等		
				2－（２）－③の病院等		
基幹病院	県内の連携病院					
済生会宇都宮	NH0 栃木、上都賀総合、獨協医大、那須赤十字、国福大塩谷、足利赤十字、佐野厚生総合					
自治医大	JCHO うつのみや、県立リハセンター、上都賀総合、芳賀赤十字、新小山市民 ほか 3 医療機関					
獨協医大	済生会宇都宮、上都賀総合、獨協日光、那須赤十字ほか 2 医療機関					
那須赤十字	済生会宇都宮、上都賀総合、獨協日光、獨協医大ほか 2 医療機関					

※修学資金貸与医師の場合は、臨床研修後、知事が指定する公的病院等に従事した期間（臨床研修期間を除き、1 年以内の大学での研修期間を含む。）が栃木県医師修学資金の貸与期間の 2 分の 3 に相当する期間に達する年数で義務年限終了。

エ 産婦人科（産婦人科専門研修プログラム）

卒後 3 年目	4 年目	5 年目	6 年目	7 年目	8 年目	9 年目
専門研修プログラム履修			公的病院等		公的病院等	
			済生会宇都宮、NHO 栃木、上都賀総合、芳賀赤十字、那須赤十字、足利赤十字、佐野厚生総合、自治医大（総合周産期母子医療センター）、獨協医大（総合周産期母子医療センター） など分娩を取り扱う病院			
基幹病院	県内の連携病院					
自治医大	県立がんセンター、上都賀総合、芳賀赤十字、那須赤十字、足利赤十字、佐野厚生総合 ほかに 1 医療機関					
獨協医大	済生会宇都宮、上都賀総合、那須赤十字、足利赤十字					
国際医療福祉大	1 医療機関					

※修学資金貸与医師の場合は、臨床研修後、知事が指定する公的病院等に従事した期間（臨床研修期間を除き、1 年以内の大学での研修期間を含む。）が栃木県医師修学資金の貸与期間の 2 分の 3 に相当する期間に達する年数で義務年限終了。

オ 麻酔科（麻酔科専門研修プログラム）

卒後 3 年目	4 年目	5 年目	6 年目	7 年目	8 年目	9 年目	10 年目
専門研修プログラム履修 大学での研修は 2 年間を標準とする				公的病院等		公的病院等	
				2－（２）－③の病院等			
基幹病院	県内の連携病院						
自治医大	上都賀総合、芳賀赤十字、新小山市民						
獨協医大	上都賀総合、獨協日光、那須赤十字、佐野厚生総合						

※大学を基幹施設とするプログラムで、標準履修例が「基幹施設 3 年＋連携施設 1 年」など「基幹施設が計 2 年より長く」なっている場合は、「基幹施設計 2 年以下」で履修できるよう個別調整を要するので注意が必要。（調整できない場合は履修不可）

※修学資金貸与医師の場合は、臨床研修後、知事が指定する公的病院等に従事した期間（臨床研修期間を除き、1 年以内の大学での研修期間を含む。）が栃木県医師修学資金の貸与期間の 2 分の 3 に相当する期間に達する年数で義務年限終了。

カ 小児科（小児科専門研修プログラム）

卒後 3 年目	4 年目	5 年目	6 年目	7 年目	8 年目	9 年目
専門研修プログラム履修			公的病院等		公的病院等	
			JCHO うつのみや、済生会宇都宮、NH0 栃木、県立リハセンター、芳賀赤十字、新小山市民、那須赤十字、国福大塩谷、足利赤十字、佐野厚生総合、自治医大（こども医療センター）、獨協医大（こども医療センター） など小児科の入院施設			
基幹病院		県内の連携病院				
自治医大		JCHO うつのみや、県立リハセンター、芳賀赤十字、新小山市民、那須赤十字 ほか 2 医療機関				
獨協医大		那須赤十字 ほか 1 医療機関				
国際医療福祉大		国福大塩谷 ほか 2 医療機関				

※修学資金貸与医師の場合は、臨床研修後、知事が指定する公的病院等に從事した期間（臨床研修期間を除き、1 年以内の大学での研修期間を含む。）が栃木県医師修学資金の貸与期間の 2 分の 3 に相当する期間に達する年数で義務年限終了。

キ 救 急（救急専門研修プログラム）

卒後 3 年目	4 年目	5 年目	6 年目	7 年目	8 年目	9 年目	10 年目
専門研修プログラム履修 大学での研修は 2 年間を標準とする			公的病院等		公的病院等		
			那須赤十字、足利赤十字、済生会宇都宮、自治医大、 獨協医大 など主として救命救急センター				
基幹病院	県内の連携病院						
済生会宇都宮	NH0 栃木						
自治医大	芳賀赤十字、新小山市民、佐野厚生総合 ほかに 1 医療機関						
獨協医大	上都賀総合、那須赤十字 ほかに 3 医療機関						
国際医療福祉大	自治医大、国福大塩谷						

※自治医大、獨協医大を基幹施設とするプログラムを選択した場合は、基幹施設である大学での研修が 2 年間となるので、10 年間勤務した時点で義務年限終了となる。（済生会宇都宮を基幹施設とするプログラムを選択した場合は、9 年間勤務した時点で義務年限終了）

※国際医療福祉大を基幹施設とするプログラムを選択した場合は、「大学病院計 2 年以下」で履修できるよう個別調整を要するので注意が必要。（調整できない場合は履修不可）

ク 総合診療科（総合診療科専門研修プログラム）

卒後 3 年目	4 年目	5 年目	6 年目	7 年目	8 年目	9 年目
専門研修プログラム履修				公的病院等		
				2－（２）－③の病院等		
基幹病院	県内の連携病院					
済生会宇都宮	へき地診療所（日光市国保栗山、日光市湯西川、佐野市国保飛駒）　ほか 3 医療機関					
NHO 栃木	済生会宇都宮、獨協日光　ほか 3 医療機関					
新小山市民	へき地診療所（佐野市国保飛駒）　ほか 1 医療機関					
自治医大	へき地診療所（日光市国保栗山、日光市湯西川、佐野市国保飛駒）、芳賀赤十字、新小山市民、那須南　ほか 1 医療機関					
獨協医大	獨協日光					
宇都宮記念	4 医療機関					

ケ 精神科（精神科専門研修プログラム）

卒後 3 年目	4 年目	5 年目	6 年目	7 年目	8 年目	9 年目
専門研修プログラム履修			公的病院等		公的病院等	
			2－（２）－③の病院等			
基幹病院	県内の連携病院					
自治医大	県立岡本台、上都賀総合、佐野厚生総合 ほか 3 医療機関					
獨協医大	県立岡本台 ほか 8 医療機関					

コ 脳神経外科（脳神経外科専門研修プログラム）

卒後 3 年目	4 年目	5 年目	6 年目	7 年目	8 年目	9 年目
専門研修プログラム履修				公的病院等		
				2－（２）－③の病院等		
基幹病院	県内の連携病院					
自治医大	芳賀赤十字、新小山市民、国福大塩谷、佐野厚生総合 ほか 5 医療機関					
獨協医大	上都賀総合、那須赤十字　ほか 2 医療機関					

サ 泌尿器科（泌尿器科専門研修プログラム）

卒後 3 年目	4 年目	5 年目	6 年目	7 年目	8 年目	9 年目	10 年目
専門研修プログラム履修 基幹施設としての大学での研修は 2 年間を標準とする				公的病院等		公的病院等	
				2－（２）－③の病院等			
基幹病院	県内の連携病院						
済生会宇都宮	上都賀総合、獨協医大　ほか 1 医療機関						
自治医大	新小山市民　ほか 1 医療機関						
獨協医大	済生会宇都宮、那須赤十字　ほか 2 医療機関						
国際医療福祉大	国福大塩谷						

※大学を基幹施設とするプログラムで、標準履修例が「基幹施設 3 年＋連携施設 1 年」など「基幹施設が計 2 年より長く」なっている場合は、「基幹施設計 2 年以下」で履修できるよう個別調整を要するので注意が必要。（調整できない場合は履修不可）

※自治医大、獨協医大、国際医療福祉大を基幹施設とするプログラムを選択した場合は、基幹施設である大学での研修が 2 年間となるので、10 年間勤務した時点で義務年限終了となる。（済生会宇都宮を基幹施設とするプログラムを選択した場合は、9 年間勤務した時点で義務年限終了）

シ 放射線科（放射線科専門研修プログラム）

卒後 3 年目	4 年目	5 年目	6 年目	7 年目	8 年目	9 年目
専門研修プログラム履修			公的病院等		公的病院等	
			2－（２）－③の病院等			
基幹病院	県内の連携病院					
済生会宇都宮	NH0 栃木、自治医大附属、獨協医大 ほか 1 医療機関					
自治医大	済生会宇都宮、NH0 栃木、芳賀赤十字、新小山市民 ほか 1 医療機関					
獨協医大	済生会宇都宮、県立がんセンター、獨協日光 ほか 1 医療機関					

ス 眼 科（眼科専門研修プログラム）

卒後 3 年目	4 年目	5 年目	6 年目	7 年目	8 年目	9 年目	10 年目
専門研修プログラム履修 基幹施設としての大学での研修は 2 年間を標準とする				公的病院等		公的病院等	
				2－（２）－③の病院等			
基幹病院	県内の連携病院						
自治医大	芳賀赤十字						
獨協医大	済生会宇都宮、上都賀総合、那須赤十字						

※大学を基幹施設とするプログラムで、標準履修例が「基幹施設 3 年＋連携施設 1 年」となっている場合は、「基幹施設 2 年以下」で履修できるよう個別調整を要するので注意が必要。（調整できない場合は履修不可）

セ 耳鼻咽喉科（耳鼻咽喉科専門研修プログラム）

卒後 3 年目	4 年目	5 年目	6 年目	7 年目	8 年目	9 年目	10 年目
専門研修プログラム履修 基幹施設としての大学での研修は 2 年間を標準とする				公的病院等		公的病院等	
				2－（２）－③の病院等			
基幹病院	県内の連携病院						
済生会宇都宮	NH0 栃木、足利赤十字、佐野厚生総合						
獨協医大	上都賀総合、国福大塩谷　ほか 1 医療機関						

※大学を基幹施設とするプログラムで、標準履修例が「基幹施設 3 年＋連携施設 1 年」となっている場合は、「基幹施設 2 年以下」で履修できるよう個別調整を要するので注意が必要。（調整できない場合は履修不可）

ソ 病 理（病理専門研修プログラム）

卒後 3 年目	4 年目	5 年目	6 年目	7 年目	8 年目	9 年目
専門研修プログラム履修			公的病院等		公的病院等	
			2－（２）－③の病院等			
基幹病院	県内の連携病院					
自治医大	JCHO うつのみや、県立がんセンター、芳賀赤十字、新小山市民					
獨協医大	NH0 栃木、県立がんセンター、上都賀総合、獨協日光、那須赤十字、足利赤十字、佐野厚生総合　ほか 1 医療機関					

タ 形成外科（形成外科専門研修プログラム）

卒後 3 年目	4 年目	5 年目	6 年目	7 年目	8 年目	9 年目	10 年目
専門研修プログラム履修 基幹施設としての大学での研修は 2 年間を標準とする				公的病院等		公的病院等	
				2－（２）－③の病院等			
基幹病院		県内の連携病院					
済生会宇都宮		国際医療福祉大					
自治医大		新小山市民、獨協医大					
獨協医大		獨協日光、足利赤十字					

※大学を基幹施設とするプログラムで、標準履修例が「基幹施設 3 年＋連携施設 1 年」となっている場合は、「基幹施設 2 年以下」で履修できるよう個別調整を要するので注意が必要。（調整できない場合は履修不可）

チ リハビリテーション科（リハビリテーション科専門研修プログラム）

卒後 3 年目	4 年目	5 年目	6 年目	7 年目	8 年目	9 年目
専門研修プログラム履修			公的病院等		公的病院等	
			2－（2）－③の病院等			
基幹病院	県内の連携病院					
自治医大	県立リハビリテーションセンター　ほか 2 医療機関					
獨協医大	県立リハビリテーションセンター　ほか 1 医療機関					

ツ 行 政（（一社）社会医学系専門医協会認定プログラム）

卒後 3 年目	4 年目	5 年目	6 年目	7 年目	8 年目	9 年目
専門医研修プログラム履修			栃木県保健福祉部			
「とちぎ社会医学系専門医研修プログラム」の研修連携施設である栃木県保健福祉部（健康福祉センターを含む）に所属しながら、研修基幹施設である自治医科大学、獨協医科大学で必要な研修を受け、プログラムを履修する			栃木県保健福祉部の各課、各健康福祉センター等			

※公衆衛生医を指向する場合のもの。

テ 皮膚科（皮膚科専門研修プログラム）

卒後 3 年目	4 年目	5 年目	6 年目	7 年目	8 年目	9 年目
専門医研修プログラム履修					公的病院等	
					2－（2）－③の病院等	
基幹病院	県内の連携病院					
自治医大	済生会宇都宮、新小山市民　ほか 1 医療機関					
獨協医大	NHO 栃木、足利赤十字					

※大学を基幹施設とするプログラムで、標準履修例が「基幹施設 3 年＋連携施設 2 年」など「基幹施設が計 2 年より長く」なっている場合は、「基幹施設計 2 年以下」で履修できるよう個別調整を要するので注意が必要。（調整できない場合は履修不可）

※基幹施設である大学での研修が 2 年間となる場合は、10 年間勤務した時点で義務年限終了となる。

（3）貸与開始が平成 28 年度以後の医師修学資金貸与医師に係るモデルプログラム

① 臨床研修

医師修学資金貸与医師が臨床研修を実施する病院は、栃木県内の臨床研修病院とする。なお、医師修学資金貸与医師は臨床研修で産科を履修すること。

臨床研修の期間は義務年限の履行期間に算入しない。

② 大学での研修

○ 医師修学資金貸与医師は、希望により卒後 3 年目以後履修できる。県外の大学での研修も中断期間を利用することで履修可能である。但し、公的病院等への勤務が優先される事情がある場合は、研修の時期や期間が変更されることがある。

○ 県内の大学での研修の期間のうち 1 年間（1 年未満の間の研修はその期間）は、義務年限の履行期間に算入される。

③ 公的病院等への勤務の指定

- 県は、２－（２）－③に掲げる公的病院等のうち産科又は産婦人科を標榜し、分娩を取り扱っている病院での勤務の指定を通してキャリア形成を図ることとし、原則として１医療機関あたり２年間を指定する。但し、新専門医制度の専門研修プログラムの履修期間にあっては、その履修状況に応じた期間とする。
- 医師修学資金貸与医師は、修学資金貸与年数の２倍の期間に２年を加えた期間内に義務としての勤務を完了できる見込みがある場合は、留学や育児・介護等のために一時的に勤務を中断することができる。

④ モデルプログラム

貸与年数が6年間の場合は次のとおりとする。（実際の貸与期間が個人ごとに異なるため、貸与年数に合わせて定める※。）

※臨床研修後、栃木県医師修学資金の貸与期間の2倍に相当する期間に2年を加えた期間内に、知事が指定する公的病院等で従事した期間が修学資金の貸与期間の2分の3に相当する期間を勤務する義務がある。

- 卒後11年間で義務年限を終了する場合（県内の大学病院が基幹病院である専門研修プログラムを履修し、うち大学病院での研修の期間が1年間以内。中断期間なし）

卒後1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
臨床研修		産婦人科専門研修プログラム履修			公的病院等勤務					

- 卒後16年間で義務年限を終了する場合（中断期間をはさむ場合）

卒後1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
臨床研修		産婦人科専門研修プログラム履修			公的病院等勤務										
					最長5年間勤務の中断が可能 （育児、介護、留学、県外での研修、県内の大学病院での研修のうち1年を超える期間 等）										

産科モデルプログラム（産科専門研修プログラム）

※臨床研修期間の記載は省略、県内病院が基幹病院のプログラムの場合

卒後3年目	4年目	5年目	6～16年目 この期間内に通算6年間の勤務
専門研修プログラム履修			公的病院等
			済生会宇都宮、NH0 栃木、上都賀総合、芳賀赤十字、那須赤十字、足利赤十字、佐野厚生総合、自治医大（総合周産期母子医療センター）、獨協医大（総合周産期母子医療センター） など分娩を取り扱う病院
基幹病院	県内の連携病院		
自治医大	県立がんセンター、上都賀総合、芳賀赤十字、那須赤十字、足利赤十字、佐野厚生総合 ほかに1医療機関		
獨協医大	済生会宇都宮、上都賀総合、那須赤十字、足利赤十字		
国際医療福祉大	1医療機関		

(4) 義務年限終了県養成医師の派遣に係る取扱い（ドクターバンク）について

① 派遣対象者

義務年限終了見込みである自治医科大学卒業医師、獨協医科大学栃木県地域枠卒業医師、栃木県修学資金貸与医師（貸与開始が平成 27 年度以前の者）が義務年限終了後も引き続き派遣されることを希望した場合で、県が派遣することが適当と認めた場合に公的病院等へ派遣する。

② 派遣人数

1 会計年度あたり 4 名以内（原則として利用開始年度ごとに 2 名以内）とする。ただし、利用開始年度ごとに 2 名を超える場合であっても、産科医から申出がある場合は枠外特例として認める。

③ 派遣期間、身分

- 派遣の期間は、義務年限を終了した日の翌日から 2 年以内とする。
- 派遣中の身分は栃木県職員の身分とする。

④ 派遣病院の決定

県は、県養成医師の希望を聞き、サブスペシャリティに関するキャリア形成ができるよう、2 - (2) - ③の病院等の中から派遣先を決定する。